



平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件
原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
被告 国

文 書 提 出 命 令 申 立 書

2017（平成29）年8月7日

東京地方裁判所 御中

申立人（原告）訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

同 小 野 高 広

上記当事者間の頭書事件について、原告は次のとおり文書提出命令の申立てをする。

1 文書の表示

- (1) 「(平成27年)6月25日 外務省日米地位協定室事務官岡田悠季(以下「岡田事務官」という。)が、ナサンN. フロスト日米合同委員会事務局長(以下「フロスト事務局長」という。)に対し、本件文書2の開示請求があったこと、別件訴訟において国が本件文書2と同内容の文書を証拠提出していることを説明し、日米合同委員会の議事録の開示に同意しないとの米国の立場に変更はないかを尋ねるメール」(被告準備書面(5)5頁)
- (2) 「(平成27年6)月26日から30日 岡田事務官及びフロスト事務局長との間」でやりとりされた、「本件文書2の開示について意見及び情報の交換」を内容とする「メール」(被告準備書面(5)5頁)
- (3) 「(平成27年6)月30日 フロスト事務局長から岡田事務官に対し」送信された、「本件文書2の開示に同意しない旨の米国の立場が示された」内容の「メール」(被告準備書面(5)5頁)

2 文書の趣旨

第1項記載のとおり

3 文書の所持者

相手方(被告)

4 証明すべき事実

第1項の文書により、外務大臣が本件不開示決定2をするにあたって岡田事務官とフロスト事務局長との間でやりとりされたメールの具体的内容を明らかにする。これにより、本件文書2について公開に同意しないとの回答が米国政府からなかったことを証明する。

5 文書提出の義務の原因

民事訴訟法220条1号

なお、被告は被告準備書面（5）5頁において第1項の文書が存在することについて積極的に言及しており、第1項の文書が「当事者が訴訟において引用した文書」（民事訴訟法220条1号）に当たることは明らかである。